

○菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス事業実施要綱

平成16年4月1日要綱第6号

**改正**

平成24年3月31日告示第19号

平成25年3月29日告示第22号

平成25年12月27日告示第49号

平成26年4月1日告示第15号

平成27年1月28日告示第5号

平成27年4月10日告示第27号

平成27年12月28日告示第63号

平成30年1月25日告示第1号

菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス事業実施要綱

（目的）

**第1条** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、地域における身体障がい者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がい者（児）の清潔及び心身機能を保持し、もって日常生活の支援及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

**第2条** この告示による訪問入浴サービス事業（以下「訪問入浴事業」という。）の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、菰野町長（以下「町長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- （1） 菰野町（以下「町」という。）内に住所を有する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、歩行が困難で、かつ、移送に耐えられない等の事情のあるもの
- （2） 医師が入浴可能と認める者
- （3） 介護者等の立会いが可能な者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問入浴介護を利用することができる者は、対象としない。

（実施主体及び事業の委託）

**第3条** 訪問入浴事業の実施主体は、町とし、運営は、訪問入浴事業を適切に運営できると認められる事業者（以下「委託業者」という。）に委託して行うものとする。

（利用の申込み）

**第4条** 訪問入浴事業を利用しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス事業利用申込書（第1号様式）に入浴に関する医師意見書（第2号様式）及び誓約書（第3号様式）を添えて提出しなければならない。

（利用の承諾等）

**第5条** 町長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ医師又は関係者の意見を聴いて利用の適否を決定し、菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス事業利用承諾（不承諾）通知書（第4号様式）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用の承諾をしたときは、菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス事業利用受入依頼書（第5号様式）により、委託業者に依頼するものとする。

（利用期間）

**第6条** 訪問入浴事業の利用期間は、前条第1項による利用の承認日から当該日の属する年度の末日までとする。

（利用の継続）

**第7条** 第5条第1項の規定により利用の承諾を受けた者（以下「利用者」という。）で利用期間満了後も引き続き訪問入浴事業を利用しようとするものは、利用期間満了日の3カ月前から利用期間満了日までに、改めて町長に第4条による申込みを行わなければならない。

2 前項の場合において、訪問入浴事業の利用期間が継続して3カ月に満たない利用者が、利用期間満了後も引き続き当該事業の利用の申込みをしようとする場合は、入浴に関する医師意見書の提出を省略することができる。

3 第1項の規定による継続利用の申込みに対する承諾については、第5条の規定を準用する。

（利用承諾の取消し又は利用の停止）

**第8条** 町長は、次の各号に掲げる理由により訪問入浴事業を利用することが適当でないと認めるときは、利用の承諾を取消し、又は利用を停止することができる。

- （1）入院が必要であると医師が判断したとき。
- （2）健康状態が訪問入浴事業の利用に適さないとき。
- （3）偽りの申請が判明したとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により利用の承諾の取消し又は利用の停止をするときは、菰野町在宅身体障がい者（児）訪問入浴サービス事業利用承諾取消（利用停止）通知書（第6号様式）により、利用者に通知するものとする。

（費用の負担）

**第9条** 利用者及び扶養義務者が負担する費用は、次項に定める額（消費税及び地方消費税を含む。以下「基準額」という。）とし、委託業者に直接支払うものとする。

2 基準額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表に規定する訪問入浴介護費の単位（注に記載される内容は算定しない）に10を乗じて得た額に利用回数を乗じて得た額とする。

3 第1項の費用の負担の上限は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額の例によるものとし、次の各号に掲げる利用者負担の合計額は、当該負担上限額を超えないものとする。

（1）法に規定する介護給付費

（2）法に規定する訓練等給付費

（3）菰野町移動支援事業実施要綱（平成18年要綱第26号）の規定による利用者負担額

（4）菰野町地域活動支援センター運営事業実施要綱（平成18年要綱第25号）の規定による利用者負担額

（5）菰野町日中一時支援事業実施要綱（平成21年要綱第14号）の規定による利用者負担額

4 前項の上限額の管理は、町長が必要と認める利用者については町長が決定した利用者負担上限額管理事業所に行わせることができるものとし、その取扱いは次の各号に定めるところによる。

（1）上限額管理を行った場合、委託業者は利用者1人あたり1,500円を上限額管理に要する費用として算定できる。ただし、自立支援給付で上限額管理を行うことができる場合は算定を認めない。

（2）上限額管理事業所は、次の事業を行う事業所の順にいずれか一事業所を定める。

ア 移動支援事業所

イ 日中一時支援事業所

ウ 地域活動支援センター

エ 訪問入浴サービス事業所

（委託料）

**第10条** 町長は、委託業者に対し、第9条第2項に規定する基準額から同条第3項に規定する負担上限月額を差し引いて得た金額(同条第4項に規定する上限管理に要する費用を算定する場合は、当該金額に利用者1人あたり1,500円を足した金額)を委託料として支払うものとする。

2 委託業者は、事業を実施した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ、委託業者に委託料を支払うものとする。

(利用者等の厳守事項)

**第11条** 利用者及び介護者は、訪問入浴事業の趣旨を理解し、委託業者の指示に従い協力しなければならない。

2 利用者は、訪問入浴事業の利用中止を希望するときは、町長に届け出なければならない。

3 委託業者は、利用者の健康に留意しなければならない。

(委任)

**第12条** この告示に定めるもののほか、訪問入浴事業実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年3月31日告示第19号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年3月29日告示第22号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年12月27日告示第49号)

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年4月1日告示第15号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年1月28日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成27年4月10日告示第27号)

この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

#### 附 則 (平成27年12月28日告示第63号)

この告示は、平成28年1月1日より施行する。

附 則（平成30年 1 月25日告示第 1 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（菰野町地域活動支援センター運営事業実施要綱の一部改正）

- 2 菰野町地域活動支援センター運営事業実施要綱（平成18年要綱第25号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（菰野町日中一時支援事業実施要綱の一部改正）

- 3 菰野町日中一時支援事業実施要綱（平成21年要綱第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（菰野町移動支援事業実施要綱の一部改正）

- 4 菰野町移動支援事業実施要綱（平成18年要綱第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）